

平成 24 年 11 月 22 日

会 員 各 位
準会員 各 位

一般社団法人
北海道ビルメンテナンス協会
会 長 山 田 春 雄

平成 25 年度の入札要望に対する札幌市からの回答について

時下、会員及び準会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「平成 25 年度の入札要望」について、札幌市長から平成 24 年 10 月 31 日付で、別添のとおり回答がありました。

この回答について、平成 24 年 11 月 19 日に開催しました経営研究委員会において、札幌市の契約管理担当局長等と意見交換を行うとともに、次のとおり申し入れを行いましたのでお知らせいたします。

なお、札幌市からの申し入れに対する回答がありましたら、別途通知いたします。

記

1 登録要件の厳格化について

社会保険や健康診断などの確認については、参加登録要件(前年度の書類で確認)ではなく、履行要件(落札企業が配置する従業員の書類を確認)にしていいただきたい。

2 複数年契約の導入について

複数年契約の導入に伴い、WTO適用案件が増大するとのことであるが、分割発注などにより、適用にならない方法を検討いただきたい。

(年額約 625 万円から適用になるとのこと。)

3 制限付き一般競争入札の試行導入について

当該一般競争入札の試行導入は、市からの新たな提案であり、多くの課題があることから、再度、十分な検討と協議をしていただきたい。

4 国交省の積算基準に定めのない項目の市独自の積算について

茶碗洗浄や床洗浄(カーペットクリーニング)などの積算基準に定めのないものについては、積算基準の日常清掃等主たる業務における最低制限率を準用していただきたい。



札契管第 1474 号

平成 24 年(2012 年)10 月 31 日

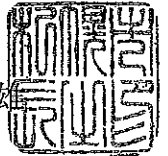
(一社)北海道ビルメンテナンス協会

会 長 山 田 春 雄 様

(一社)北海道ビルメンテナンス協会

札幌地区協議会 会長 川 口 孝 志 様

札幌市長 上 田 文 雄



平成 25 年度の入札に向けた要望書に対する回答について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、札幌市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度、札幌市の入札制度の諸問題について、問題点のご指摘や改善点のご要望をいただきました。

札幌市は、公明かつ公正な入札制度の運用に心掛けてきたところではありますが、市が発注するビルメンテナンス業務・警備業務においては、社会経済情勢の変化等への対応が遅れたこともあり、結果的に低価格入札による競争が激化しているところでもあります。

そして、このことが地元企業の体力低下をもたらし、当該業務に従事する方の就労環境にも影響を与え、業界全体の魅力が低下しつつあることについては、札幌市としても安心・安全な地域社会の確保や地元経済の活性化、雇用の確保などの面から、大いに憂慮しているところでもあります。

このため、地元中小企業への発注促進や複数年契約の実施など、時代に即した入札契約制度の見直しに取り組むことで、地元企業の体力向上と関係業界の健全な発展、さらには地域経済の活性化を促していきたいと考えております。

ご要望の内容につきましては、基本的に不良不適格事業者の排除による公明かつ公正な競争を前提としたご提案と受け止めており、札幌市としても同様の観点から改善を図るべく、別紙のとおり回答いたします。

財政局管財部契約管理課

(電話 211-2152)

平成 25 年度入札に向けての要望に対する回答について

平成 25 年度入札に向けての要望に関する、札幌市の平成 24 年度実施項目及び平成 25 年度実施予定項目につきまして、次のとおり要点をまとめましたのでご確認ください。

なお、詳細につきましては、次ページの中段以降をご参照ください。

平成 24 年度改善実施項目

●最低制限価格の引き上げ

【従来】 予定価格の一律70%



【改正後】 北海道の基準に準じて各経費を積上げ(理論値：84～85%)

算定式：最低制限価格＝直接人件費×90%＋直接物品費×90%＋

業務管理費×70%＋一般管理費×70%＋その他経費×70%

●最低制限価格引き上げに伴う予算措置

建築保全業務積算基準に基づく積算額(予定価格 100%)に見合う予算額を確保

●建築保全業務積算基準による予定価格の算定の周知徹底

各発注部局に対する周知徹底策として、担当者向け事務説明会の開催と通知を行うとともに、契約管理課において積算調書(適正な積算の適否)を確認。

※建築保全業務積算基準とは

国土交通省官庁営繕部が策定した、建築物及びその付帯設備に係る建築保全業務を委託する場合に掛かる費用の積算基準(国土交通省ホームページに掲載中)

●平成 25・26 年度競争入札参加資格者に係る登録要件の厳格化

本年 11 月から始まる競争入札参加資格登録申請において、「社会保険等の届出」及び「従事者の健康診断に係る関係法令遵守」の確認可能書類の提出を義務化

●「履行評価」の試行実施

本庁舎と区役所の庁舎清掃及び庁舎警備、並びに地下鉄駅庁舎清掃業務を対象に、平成 24 年 6 月～12 月の間「履行評価」を試行実施。その結果を踏まえて改めてその必要性を検討。

平成 25 年度に向けた改善予定項目

●複数年契約の導入

3年以内を基本に、平成 25 年度より可能なものから順次適用。併せて、発注時期の分散化(年度毎の参加機会の均衡化)、履行開始月の移行(4月⇒10月)を検討

【庁舎清掃における複数年契約導入の影響】

WTO適用案件の増大[WTO適用範囲：月額(予定価格)×48月≥2,500万円]

※WTO適用による入札の特徴

ア 一般競争入札による契約

イ 最低制限価格の設定不可

ウ 地域要件(地元企業限定)の設定不可

庁舎清掃において、年額約 625 万円の案件がWTO適用(H24.4月～H26.3月)

●制限付一般競争入札の試行導入:事後審査方式による落札候補者の厳格な審査①試行範囲:予定価格 1,000 万円(単年度)以上

②入札参加要件

ア 札幌市内に本店又は支店等がある者(地元企業育成の観点から地域要件を設定)イ 庁舎清掃:知事登録証及び清掃作業監督者在籍の確認可能書類の提出庁舎警備:警備業認定証及び警備指導教育責任者在籍の確認可能書類の提出

※なお、予定価格 1,000 万円(単年度)未満の案件については、引き続き指名競争入札を行い、その参加者を、札幌市内に本店があるものに限定する予定。

平成 25 年度入札に向けての要望に対する回答(詳細)

I 入札調査結果に関する事項

指 摘 事 項	回 答
①推計される予定価格が、公表されている「建築保全業務積算基準」と「建築保全業務労務単価」による積算額以下と思われる事例が見受けられる。	・予定価格の決定にあつては、原則、建築保全業務積算基準に基づき積算することを、発注部局に対し、周知しているところでありますが、その理解不足から生じた事例と考えられます。
②最低制限価格にする際に「建築保全業務積算基準」に別途見積りとされている場合など、人手を要する同種の役務業務であっても 70%の制限率を使用し、意図的に最低制限価格を引き下げていると思われる事例がある。	引き続き、予定価格の決定に当たっては、原則、建築保全業務積算基準に基づき積算するよう、発注部局に対し、周知徹底してまいります。
③仕様内容の変更が示されていないにも関わらず、推計した予定価格が、労務単価の減少以上に昨年以下となった事例がある。	なお、現在、契約管理課において、平成 24 年度発注業務の一斉点検を行っており、不適切な事例につきましては、個別指導し、仕様や積算のより一層の適正化を図っております。
④仕様内容が建築保全業務と混同するものがあり、「建築保全業務積算基準」と「建築保全業務労務単価」により積算を行ったところ、拘束時間と最低賃金のみで予定価格が決定されていた事例があった。	・ご指摘の案件にあつては、建築保全業務積算基準に準じて、予定価格を決定しておりますが、落札結果による契約金額において、左記の事例が生じていることを確認したことから、発注部局には、履行検査を厳格に行うよう指導しております。
⑤平成 24 年度の建築保全業務労務単価において、清掃員Cは最低制限率が 90%とすると、北海道の最低賃金以下となった。	・最低制限価格に係る直接人件費の下限額については、各職種における金額の 90%の額の合算額が、各職種の人工の合計に北海道の最低賃金額を乗じて算出した額を下回らないよう運用しており、全体では、最低賃金水準以上が確保されております。

⑥入札日から履行開始までの期間が短すぎ、十分な準備ができない事例がある。	
⑦低入札価格調査制度対象物件で、調査中で落札保留期間であるにもかかわらず、配置従業員の最低応札業者への引継ぎを先行させ、その後、最低応札業者を落札者とした事例があった。	・いずれも、不適切な事例であり、このような事例が生じないよう、周知徹底してまいります。
⑧全ての参加者が最低制限価格以下で失格となり、全社入れ替えの上、行われた2回目の入札では、仕様の変更がないにもかかわらず、1回目の失格価格以下で落札されている事例がある。	・左記の事例については、積算価格は初回の入札と同額ではあるものの、初回の入札状況などを勘案し予定価格を決定し、いわゆる歩切りを行ったもので、好ましくない事例として改善を図るよう周知徹底してまいります。
⑨WTO契約案件でありながら、例年 1,000 万円程度で落札されている案件については、サービス品質が保持されているのか疑問である。仕様及び積算と予算組みを含め見直す必要があるのではないか。	・必要なサービス水準に基づき、適正な積算を行った結果として、WTOの適用を受けたものでありますが、サービス品質が保持されているかどうかについては、今後、より厳格に確認してまいります。
⑩入札参加資格者名簿以外の業者が指名されるケース、あるいは参加資格のない業者や名ばかり管理拠点で実態が無い業者が、指名されている事例がある。	・入札参加資格者名簿に登録の無い者を、競争入札に参加させた事例は確認できませんでした。が、ご指摘のような事例があれば、いずれも不適切な事例として、今後、改善を図ってまいります。

II 要望事項

1 適正な予定価格の積算方法の周知と実施確認について

要 望 事 項	回 答
すべての施設におけるビルメンテナンス業務について、仕様条件を明確にするとともに、「建築保全業務積算基準」に基づく歩掛と技術者の配置及び「建築保全業務労務単価」により予定価格を決定し、その周知徹底と確認をお願いします。	・建築保全業務積算基準に基づく積算については、今後も引き続き、事務説明会や通知を通して、発注部局への周知徹底を図るとともに、契約管理課において、適正な積算を行っているか、積算調書により確認を行っていきます。
建築保全業務と他の業務が混同することのないよう、仕様と労務単価を含む積算基準を明確にさせていただきますようお願いいたします。	・建築保全業務積算基準に定めのない項目について、市独自の積算ルールを策定することを検討しております。例：茶碗洗浄、床洗浄(カーペットクリーニング)、ブラインド清掃、窓ガラス清掃、浴室清掃

また、例年、低価格調査基準以下で落札される、WTO物件については、仕様及び積算を実態に合うよう見直していただきますようお願いします。	・必要なサービス水準に基づき、適正な積算を行った結果により、WTOの適用を受けるものにあつては、やむを得ないものと考えております。
--	---

2 最低制限価格の決定方法の見直しと低入札価格調査について

要 望 事 項	回 答
「建築保全業務労務単価」は国土交通省が毎年、実態調査により決定している、地域における実勢単価でありますことから、直接人件費の最低制限価率は 100%としていただきますようお願いします。	・平成 24 年度発注分より、最低制限価格を引上げ、現在、これによる落札率や従事者の支給賃金状況、効果などを検証しているところです。 札幌市としても、最低賃金をベースとした入札価格ではなく、適正な労賃を含んだ価格での応札を期待しておりますので、業界としても周知・啓発をお願いします。 なお、仮に、公契約条例が制定され、第三者による審議会の意見をもとに、作業報酬下限額が設定された場合には、人件費の所要額が確保されるよう、必要に応じて、その所要額に見合う率に改めることを考えております。
「建築保全業務積算基準」に別途見積りとされている場合など、人手を要する同種の役務業務の場合、主たる業務の最低制限率の準用をお願いします。	・建築保全業務積算基準に定めがない項目のうち、当該基準に準じて歩掛(必要人工数)及び労務単価を使用し積算できないものにあつては、参考見積や市販図書の掲載単価を使用して積算し、最低制限算定率を「その他経費」として 70%を使用しているところです。 今後は、現在検討している積算ルールの中、一律 70%の適用を改め、「その他経費」以外の「直接人件費」や「直接物品費」に整理できるものにあつては、該当する経費の最低制限算定率を使用していきたいと考えております。
また、低入札価格調査制度による場合は、その基準価格決定にあたっては、最低制限価格決定方法を準用していただき、厳格に判定していただきますようお願いします。	・低入札価格調査に係る基準価格と最低制限価格の算出は、同じ方法で設定しています。 また、低入札価格調査に係る失格判断については、可能な限り厳格に対応してまいりたいと考えております。 なお、低入札価格調査制度適用業務における、実効性のあるダンピング防止策については、他都市と情報交換を行い、価格だけで落札する入札方法の見直し(例:総合評価落札方式)も視野に入れて研究しているところです。

3 履行要件と参加要件の徹底と厳正な審査の実施

要 望 事 項	回 答
公平・公正な積算基準及び適正な業務実施のため、法令遵守と技術的適正の確認など履行要件・参加要件の徹底と、厳正な審査の実施をお願いします。 さらに、社会保険未加入対策推進協議会の決定に基づき、社会保険等の加入促進のため建設業法施行規則等の改正がなされることから、当該役務業務においても社会保険と労働保険の加入を履行要件としていただきたくお願いします。 (1) 各種法令遵守の確認(履行要件) ①当該業務配置従事者に最低賃金以上の賃金が確実に支払われていること。 ②当該業務配置従業員の健康診断が実施されていること。 ④加入要件を満たす配置従業員が、社会保険及び労働保険に加入していること。 ③清掃業の知事登録業者であること。 (2) 施行能力の確認(履行要件) ①損害保険に加入していること。 ②履行可能な従業員が確保されていること。	・業務従事者に関する法令遵守の審査としては、今年度、WTO適用の庁舎清掃を対象に、業務従事者に関する賃金支払状況や社会保険の加入状況、健康診断の受診状況等の確認を8月に行いました。更に、最低賃金引上げの遵守確認として、12月に2回目を行う予定です。 なお、上記の審査については、WTO適用以外の庁舎清掃にも、平成25年度より、可能なものから順次拡大していくことを検討しております。 ・登録要件の厳格化については、既に本年11月から始まる平成25・26年度競争入札参加資格登録の申請要件として、社会保険等の届出及び従業員の健康診断における関係法令の遵守確認ができる書類の提出を求めるよう、改正しております。 ・入札参加要件については、WTO適用以外の一定額以上の案件において、制限付一般競争入札を試行的に導入し、落札候補者に対する事後審査により、厳格に確認することを検討しております。 その際、知事登録等の確認については、落札候補者に対して、建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業及びその登録要件である清掃作業監督者の在籍が確認できる書類の提出を求めることを考えております。 ・損害保険加入の判断は、受注者の経営判断と考えられ、また、業務の履行に必要な要件とは考えられないため、損害保険の加入を義務づける必要性は乏しいと考えております。 ・履行可能な従業員数は、受注者個々の技術力で相違するものであり、また、従業員数を仕様で定めることは、請負契約の趣旨と異なるものと考えられますので、積算上の人工と実配置の人工が一致することは求めてはおりません。 なお、履行確保については、履行検査の厳格化により対応してまいりたいと考えております。

(3) 道内企業の育成(参加要件) ①地元企業育成のため、調達予定価格が2,500万円未満の業務に関しては、すべて札幌市内に本社又は支店等の常駐の営業拠点を持つ企業を対象とすること。 ②緊急事態などに即応するため、当該施設の近傍に常用雇用の責任者が常駐する管理拠点があること。	・入札参加要件については、WTO適用以外の一定額以上の案件において、制限付一般競争入札を試行的に導入し、落札候補者に対する事後審査により、厳格に確認することを検討しております。 その際、地元企業の育成の観点から、札幌市内に本店又は支店等がある者とする参加要件の制限を付すことを考えております。 なお、一定額以下の案件については、引き続き指名競争入札としますが、その参加者にあつては、札幌市内に本店がある者に限定することを考えております。
---	---

4 履行保証のため業務計画書等提出の義務化

要 望 事 項	回 答
労働関係法令及び業務関係法令が遵守されますよう、資器材の不備や作業工程の手抜き、作業員の過小な配置による無理な作業の強制と事故防止のため、落札業者には、仕様に基づく配置人数・使用資器材・作業手順と所要時間などを含む業務実施計画書の提出と、確実な履行を義務づけられますようお願いいたします。 なお、これに基づく業務費内訳書には、直接人件費及び直接物品費以外の業務管理費及び一般管理費は、構成比又は総額のみの表示とさせていただきますようお願いいたします。	・平成17年度より、庁舎清掃において、履行確保の観点から、受注者より、入札額に応じた内訳書(積算内訳書)、従事者の賃金支給計画書及び配置計画書の提出を求めています。また、平成24年度発注分からは、ボイラー等運転監視業務にも、それらの書面の提出を求めています。 これらの書類は、契約管理課においても、内容を確認するなど、厳格化を図ってまいります。 なお、現在、それらの様式の改善を検討しておりますので、ご意見がありましたなら、お申し出ください。 また、平成24年度発注分より、積算内訳書の様式を改善し、業務管理費及び一般管理費において、確認の必要な経費(研修費用、法定福利費等)を除く項目を、簡素化し総額記載に改めていますので、ご確認ください。

5 検査・評価の実施

要 望 事 項	回 答
履行要件の確認とともに、手抜きによる提供サービスの品質低下を防止し、また、適正な事業者選定の資料とされますよう、業務委託についても「検査」「評価」の実施をお願いいたします。 例年、低価格調査基準以下で落札される、WTO物件については、必要とされる品質の保持に疑義があるので、特に厳正なる検査と評価をお願いいたします。	・市役所本庁舎、区役所及び地下鉄駅庁舎の清掃業務を対象に、平成24年6月～12月の間、「履行評価」を試行実施しています。 その結果や評価者のアンケートを基に、「履行評価」における課題・問題点を整理し、改めてその必要性について、検証していくこととしております。

さらに、不良及び不誠実な履行状況が確認された場合には、当該業者への指名停止等を含むペナルティを科すこともご検討願います。	•これまでも、札幌市競争入札参加停止等措置要領に該当した場合には、参加停止等のペナルティを科すこととしています。
--	--

6 複数年契約（3年以上）

要 望 事 項	回 答
建築物保全業務においては、3年以上の複数年契約としていただきますことをお願いいたします。 なお、WTO物件につきましては、近年、警察ではテロのおそれのある公共施設等については、有資格の警備員を配置することを検討しています。まさに、札幌市の施設は、テロのおそれのある大型の公共施設であることから、誰もが参加できる一般入札では、その不安が解消されないことから、安心して施設の管理を委託できる業者を指定しての入札とすることは可能であるのではないのでしょうか。	・複数年契約については、3年以内を基本として、平成 25 年度の発注より、可能なものから順次適用していくことを検討しております。 なお、複数年契約は、新たな入札参加機会を失いかねない懸念もあることから、発注時期の分散化も併せて検討しております。 また、WTO適用の判断につきましては、他都市と情報交換を行いながら、政府調達協定の趣旨に沿って、適切に行ってまいります。 なお、複数年契約に伴って、新たにWTO適用となる案件については、可能な限り発注方法及び入札方法の見直し等を検討してまいります。

Ⅲ 公契約条例について

要 望 事 項	回 答
公契約条例の趣旨は十分に理解しておりますが、対象外の施設で働く従業員との間に賃金格差が生じ、また、当業界としても厳しい経営状態に置かれており、このことによる対象外の従業員との格差の是正が困難なことから、条例制定に当たっては、対象従業員を限定することなく、受注企業全体の労働環境改善に使用することとしていただきますようお願いいたします。	公契約条例は、税金を原資として発注する市の契約において、受注企業(地元企業)の育成と、そこで働く方々の適正な労働環境の確保を図ることによって、品質の確保と税金の地域内循環を促し、地域経済の活性化や関係業界の健全な発展につなげていこうとするものであります。 その効力は、市が発注契約した業務という限られた範囲ではありますが、市の契約においては、企業の経営が成り立つ適正な契約額による受注がなされるよう、平成 24 年度発注分から、北海道の基準に準じて最低制限価格率を各経費の積上げ方式に変更し、概ね 84～85%となるよう改定したところです。 また、公共施設の安全管理業務や衛生保全管理業務については、不特定多数の一般市民の来庁を想定していることから、一般のオフィスビルとは、サービス要求水準が自ずと異なるものと考えており、良質な労働力の配置を期待しているものであります。

そして、入札制度の改善を今後も図ることによって、公契約条例をきっかけに、民間契約も含めたビルメン業界全体のステータス向上の一助となれればと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

平成 25・26 年度札幌市競争入札参加資格審査 定時登録の改正点について（お知らせ）

平成 25・26 年度札幌市競争入札参加資格審査の定時登録申請は、下記の日程で受付を行う予定です。つきましては、前回の申請からの変更点について概要をお知らせいたします。

申請区分	受付期間
物品・役務	平成24年11月 5 日（月）～ 平成24年11月22日（木）
工事・道路維持除雪	平成24年12月17日（月）～ 平成25年 1 月15日（火）
経常共同企業体	平成25年 3 月 7 日（木）～ 平成25年 3 月13日（水）

※ 申請方法は前回と同様です。詳細は受付開始 1 カ月前に公開される、それぞれの「申請の手引き」をご覧ください。

「物品・役務」の変更点

1 資格要件の新設

建物清掃業、警備業又は建物設備等保守管理業に申請する場合、次の要件を満たしていなければ申請することができません。別紙 1 に掲げる確認書類の提出が必要です。

- (1) 健康診断に関する労働安全衛生法の規定を遵守していること
- (2) 社会保険等の適用事業所となった届出を行っていること

2 一般サービス業の中分類・小分類・取扱品目の一部変更及び追加

別紙 2 のとおり、業種分類表に一部変更及び追加があります。

特に、**機械・家具等保守・修理業、その他小規模修理・修繕業**は、名称を「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」へ変更し、小分類以下を再編しました。当該業種を申請する方は、必ず新しい小分類・取扱品目を選択してください。

「工事・道路維持除雪」の変更点

1 道路維持除雪業の申請要件から、道路除雪経験を廃止

前回より予告していましたが、道路除雪の経験を有するのみでは、申請ができなくなりました。土木、とび・土工、ほ装又は造園のいずれかの建設業許可が必要となります。

2 ISO を有していることによる主観点付与の廃止

平成 23 年 4 月に改正された経営事項審査より、ISO9001 及び ISO14001 は W 点で評価され、客観的評定点に含まれることとなったため、主観的評定項目から廃止します。

3 札幌市の水道の災害応急活動等に従事する者に主観点を加点

各区災害防止協力会に加入している者と同様に、5 点の加点を行います。

4 除雪業務の表彰、実績に対する主観点の取扱い

工事の主観的評定点となる除雪の表彰及び従事実績は、今回の申請では平成 22、23 年度が対象となります。この間、道路維持除雪（夏冬一体化）が施行されたことにより、加点は下記のとおりとなります。

表彰	従来～平成 22 年度分		平成 23 年度分
	道路除雪	5 点	道路除雪 又は 道路維持除雪 10 点
	雪たい積場管理	5 点 ※22 年度の表彰は、21 年度実績に対するものであるため変更なし	雪たい積場管理 5 点 (民活型) (※)

実績	～平成 21 年度分	平成 22 年度分	平成 23 年度分
	道路除雪	15 点	道路除雪 又は 道路維持除雪 20 点
	雪たい積場管理	5 点 (民活型) (※)	道路維持除雪 20 点 雪たい積場管理 5 点 (民活型) (※)

※ 雪たい積場管理（民活型）は、道路除雪又は道路維持除雪において加点されていない場合のみ、加点対象となります。

問い合わせ先：札幌市財政局管財部契約管理課 011-211-2152

(別紙1)

健康診断実施及び社会保険等加入の確認書類
(建物清掃業、警備業、建物設備等保守管理業に申請する場合のみ必要)

健康診断実施の確認書類	
1 労働基準監督署に「定期健康診断結果報告書」を提出している場合 ・労働基準監督署受付済の定期健康診断結果報告書（写し） ※本社または札幌市内の支店等を管轄する労働基準監督署に提出したもの ※平成23年11月1日以降に提出した最新のもの ※労働基準監督署で写しの交付を受けていない場合は、下記2の申出書を提出して下さい。 2 労働基準監督署に「定期健康診断結果報告書」を提出していない場合 ・「健康診断に関する申出書」（指定様式）	

社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）の加入確認書類	
1 建設業の経営事項審査を受けている場合 ・経営事項審査結果の通知書（写し） ※平成23年4月2日以降に発行された最新のもの ※ただし、「無」と表示されている項目については、別途下記2の確認書類が必要です。 2 建設業の経営事項審査を受けていない、または経営事項審査結果の通知書に「無」と表示されている場合 ・保険の種類ごとに下表のいずれかの書類を提出してください。	
保険の種類	必要書類
雇用保険	1 労働保険料の領収書（写し） 労働局又は労働保険事務組合発行のもの
	2 雇用保険適用事業所設置届（事業者控えの写し） ※最近加入した場合
	3 「加入義務がないことの申出書」（指定様式） ※加入義務がない場合
健康保険 及び 厚生年金保険	1 年金事務所発行の保険料の領収書（写し） ※全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）に加入している場合
	2 健康保険組合の保険料の領収書及び 厚生年金保険の領収書（それぞれ写し） ※健康保険組合に加入している場合
	3 建設国保加入証明書（原本）及び 厚生年金保険の領収書（写し） ※建設国保組合に加入している場合
	4 健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業者控えの写し） ※最近加入した場合
	5 「加入義務がないことの申出書」（指定様式） ※加入義務がない場合

※指定様式は札幌市役所ホームページから取得してください。

「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札参加資格情報」－

「入札参加資格審査申請」－「各種様式」

(別紙2)

一般サービス業の業種、一般サービス業に関する許可・登録等の変更及び追加

＜中分類・小分類・取扱品目の変更及び追加＞
(変更前)

中分類	小分類	取扱品目
機械・家具等保守・修理業、 <u>その他小規模修理・修繕業</u>	機械保守・修理業	
	家具修理業	
	その他保守・修理業	火葬炉 電気製品 遊具 電車等の内外装 塗装修理 時計修理 楽器修理・調整・修正 市有施設等小規模修繕

(変更後)

機械・家具等保守・修理業、 <u>市有施設等小規模修繕業</u>	<u>一般機械器具保守・修理業</u>	243:ボイラ・原動機 244:農業用機械 245:建設機械 246:特殊産業用機械 247:消防用機械器具 248:厨房用機械器具 249:事務用機械器具
	<u>電気機械器具保守・修理業</u>	250:発電用・送電用機械器具 251:通信機械器具 252:電子計算機・同付属装置 253:電子応用装置 254:電気計測器 255:家庭用電気製品 256:照明器具
	<u>精密機械器具保守・修理業</u>	257:計測器・測定器・分析機器・試験機 258:測量機械器具 259:医療用機械器具・医療用品 260:理化学機械器具 261:光学機械器具・レンズ
	家具修理業	
	<u>市有施設等小規模修繕業</u>	262:火葬炉 263:遊具 264:塗装 265:屋根 266:防水 267:左官 268:建具 269:内装 270:畳 271:錠・鍵
	その他保守・修理業	272:電車等の内外装 273:時計修理 274:楽器修理・調整・修正 275:黒板

＜上記以外の取扱品目の追加＞

中分類	小分類	取扱品目
運輸・通信業	道路貨物運送業	引越し
情報サービス、研究・調査企画サービス業	情報処理サービス業	データ入力代行
	情報提供サービス業	不動産情報、交通運輸情報、気象情報、 科学技術情報
	その他情報サービス、研究・調査企画サービス業	市場調査、アンケート調査
広告業	その他広告業	イベント運営、パネル展運営
建物設備等保守管理業	機械設備保守業	クレーン設備保守
	その他建物設備等保守管理業	地下タンク保守

＜計量証明業（環境計量証明業）に関する許可・登録等の追加＞

- ・計量証明事業登録証（濃度－大気）
- ・計量証明事業登録証（濃度－水又は土壌）
- ・計量証明事業登録証（特定濃度－大気）
- ・計量証明事業登録証（特定濃度－水又は土壌）
- ・計量証明事業登録証（音圧レベル）
- ・計量証明事業登録証（振動加速度レベル）
- ・臭気判定士

＜上下水道施設等維持管理業に関する許可・登録等の追加＞

- ・下水道処理施設維持管理業者登録